

議会運営委員会

令和3年8月24日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○溝部真紀子	齋藤 文夫
小城 世督	嶋田 善行	横田 敏文
奥村 容子		
伴 議 長		

2. 理事者出席者

総 務 部 長 面 卷 昭 男

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐 谷 容 子 同 係 長 吉 川 也 子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 横田委員、奥村委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、横田委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和3年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程については、6月15日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、9月1日水曜日から9月27日月曜日までの27日間の会期日程で決定したいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和3年第4回斑鳩町議会定例会は、9月1日水曜日から9月27日月曜日までの会期27日間ということで決定します。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。8月16日に9月議会上程予定案件について議員に資料が配布されましたが、その後、議案の内容が変更されたとお聞きしてあります。

総務部長より説明をお願いいたします。 面巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

8月16日に9月議会上程予定案件について、議員皆さまに資料を配布させていただきましたが、その後、1件、議案の追加をお願いしたいことから、本日は、貴重なお時間を頂戴いたしまして、その概要についてご説明申し上げます。

追加をお願いいたします議案は、令和3年第4回定例会 提出予定議案の
(1) 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてです。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。その内容は、特定個人情報の訂正時の通知先の変更及び引用条項について整理を行うものでございます。施行期日は、公布の日から施行いたします。

ご理解を賜りまして、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明がありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ただいま、総務部長にご説明していただきましたけども、9月1日の全員協議会に総務部長が出席して説明する必要があるかどうかについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 変更ということやから、説明していただいたほうがいいのではないかと思います。

委員長 ほかの委員さんございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、嶋田委員からご意見がありましたような形で、議会初日の全員協議会に出席いただいて、再度説明をいただくということでお願いをしたいと思います。では、そのことでお願いをしたいと思います。では、そのことで確認をしておきます。

そうしましたら、次に、付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいります。議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧いただきたいと

思います。

まず、日程 1. 会議録署名議員の指名、日程 2. 会期の決定をいたしまして、次に、日程 3 から日程 5 まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。

それでは、各議案の取扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。日程 6. 議案第 24 号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 7. 議案第 25 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 8. 議案第 26 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 9. 議案第 27 号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 10. 議案第 28 号 令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8 号）については、総務常任委員会に付託。日程 11. 議案第 29 号 令和 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 12. 議案第 30 号 令和 3 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についても、厚生常任委員会に付託。日程 13. 議案第 31 号 令和 3 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、厚生常任委員会に付託。

ひとつ飛びまして、日程 15. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、人事案件でございますので、慣例により委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。

日程 14. 議案第 32 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び、日程 16. 認定第 3 号から日程 21. 認定第 8 号までの一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定、並びに、日程 22. 認定第 9 号 令和 2 年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について、こちらは、令和 2 年度末で王寺周辺広域市町村圏協議会が解散したことに伴い、当該組合の令和 2 年度決算について、地方自治法施行令第 5 条に基づき、構成する 7 町の議会により決算の認定を行うもので

ございますが、これら8議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、日程14. 議案第32号及び、日程16. 認定第3号から、日程22. 認定第9号までの8議案については、決算審査特別委員会を設置し、付託します。

なお、この決算審査特別委員会については、既に各委員会で委員の選任をしていただいているところですが、本会議初日に、8議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名の決算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくこととします。

次に、日程23. 同意第9号 教育長の任命について同意を求めることについておよび日程24. 同意第10号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについては、人事案件ですので、慣例により委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

次に、日程25. 報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）から、日程27. 報告第17号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計継続費精算報告書の報告について、までは報告案件でございますので、慣例により初日に報告を受けることといたします。最後に、日程28. 研修会への参加派遣について、8月に開催されました県議長会主催の研修会の参加について、別紙のとおり議長より報告されます。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上でございます。ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にお諮りする諮問第3号、同意第9号、同意第10号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで確認をしておきます。

ここで、事務局より、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可いたします。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。議会事務局より、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご相談させていただきます。

6月議会においても、さまざまな感染症予防対策を講じてまいりましたが、8月に入り、町内で新型コロナウイルス感染症の感染者が増加するなど、予断を許さない状況が続いております。

このことから、1点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきましては、6月議会と同様の対応、こちらは議員席、傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小するというところをご協議いただきたいと思いますと考えております。

2点目、本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてです。6月議会と同様、会議時間短縮のために令和3年9月議会についても、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略される議事運営について、9月議会も同様に行うか協議

をお願いいたします。3点目、決算審査特別委員会が9月9日から13日に予定されておりますが、昨年と同様に、冒頭、監査委員報告から歳入全般までと表決時の出席理事者につきまして最小限にしたいと考えております。

これらのことについて、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

委員長

ただいま、局長のほうから説明がありましたが、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から説明がありましたが、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

ございませんか。そうしましたら、局長から提案していただいた形で9月議会も対応していくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、局長から説明のあった内容で実施するという確認をしておきます。

以上で、令和3年第4回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに5件の陳情書をお受けしております。これらの取扱いについて協議いただきたいと思います。

まず初めに、この文書を受けた経緯について、簡単に事務局から説明をお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、これまでに提出を受けました5件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

1点目、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について」ですが、令和3年6月22日に、新

しい提案、実行委員会 代表安里長従氏と、全国青年司法書士協議会 会長・阿部健太郎氏の連名で郵送されてきたものです。

陳情書の趣旨は、辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止すること、米軍基地が必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行うことなどについて、意見書を国に提出されたいとのこと。なお、よく似た内容の陳情が、平成31年3月28日、安里長従氏から届いており、令和元年5月24日の議会運営委員会で取扱いを協議されております。このときの表題は、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の提出について」であり、このときは協議の結果、配布にとどめるとされております。

2点目です。「2021年奈良県網の目平和行進要請書について」は、6月28日に、原水爆禁止国民平和行進奈良県実行委員会の平和行進が斑鳩町に来られまして、受け取ったものでございます。内容としましては、日本政府に核兵器禁止条約への署名批准を求めるなど、核兵器のない世界の実現の行動をおこされたいというものです。

3点目、「人道的見地から、沖縄防衛局による、沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念を国に要請することについて」は、令和3年7月21日に、沖縄戦遺骨収集ボランティア、ガマフヤー代表、具志堅隆松氏から郵送されてきたものです。陳情書の趣旨は、ボランティアの方が沖縄戦の遺骨を発掘している最中の地域の土砂を、辺野古新基地建設の海域埋め立てのために採取する計画を撤回するよう意見書を国に提出されたいとのこと。です。

4点目です。「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」は、7月29日に奈良県町村議会議長会から郵送されたものでございます。内容といたしましては、地方財政の厳しい状況に対し、令和4年度地方財政対策と地方税制改正に向け、地方税財源の充実を求める意見書を提出されたいというものでございます。なお、この文書につきましては、全国町村議会議長会から奈良県町村議会議長会に依頼されたものであることを申し添えます。

最後に、「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支

援の要望について」は、令和3年8月2日に、斑鳩町シルバー人材センターの副理事長の奥田勉氏が来庁され、受け取ったものです。陳情の趣旨は、シルバー人材センター事業の推進のために必要な補助金等の確保、公共からの事業発注の確保等を要望されています。なお、令和元年7月11日に斑鳩町シルバー人材センターより提出された、「生涯現役社会を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望について」は、令和元年8月27日の議会運営委員会で取扱いを協議されており、このときは配布にとどめるとされております。

以上、これまでに提出を受けました5件の要望書についての概要でございます。

委員長 局長から説明を受けましたけれども、こちらの要望書等については、量も結構ありましたので、事前に委員の皆さんにご覧いただきたいということで、事前配布をしていただいておりますが、この場で休憩が必要だということであれば、休憩を取らせていただきますけれども、よろしいですね。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、お諮りしていきたいと思います。
ひとつずつお聞きしたいと思うんですが、まず1点目、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について」、委員皆様のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 この案件については、2年前やったかな、3年前やったかな、辺野古への移転を推進してくれという意見書が届いて、そのときには配布にとどめておいたと思うんですけれども、この2つの意見、ひとつは取り上げる、ひとつは配布いうのんも、いかがなものかなと思いますので、一応配布にとどめておくということではないかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 さきほどもおっしゃられた意見と同意見でございます。私も配布にとどめてでいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、2名の方から配布でということでご意見がございましたが、そのような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

2点目、2021年奈良県網の目平和行進要請書について、委員皆様のご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これは毎年持ってこられて、その都度配布にとどめておいてますんで、これも配布にとどめておくということでもいいのではないかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。 横田委員。

横田委員 配布で結構かと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、こちらも今2名の委員さんから配布にとどめてはどうかということでご意見いただきましたが、ほかの委員さんも同じ意見ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております2021年奈良県網の目平和行進要請書については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

次に、3点目、「人道的見地から、沖縄防衛局による、沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念を国に要請することについて」、委員皆様のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ難しい話で、人情的にはわかるんですけども、これ委員会に付託してどう議論していくのか、そこらへんが悩ましいところなんで、配布にとどめておいて最終日に意見書を出す方がおられたら、個々の判断でやっていただくという形のほうがいいのではないかなと思いますんで、この件についても配布にとどめておくということをお願いしたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 先ほどおっしゃいましたように、この表題の人道的見地からというように考えますと、本当に難しい内容かなというように思いますけれども、配布にとどめるということでいいかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 こちらも2名の委員さんから配布にとどめてはどうかということでご意見をいただきましたが、そのような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております、「人道的見地から、沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念を国に要請することについて」は、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

次に4点目、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」、委員皆様のご意見をお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員 これは、全国の町村議会議長会から各県に送付されて、県のほうから各町村議会に送付されてきたものでありますので、これについては付託していくという方向のほうがいいのではないかなと思います。

委員長 付託先については。 嶋田委員。

嶋田委員 付託先は地方税の関係やから総務になろうかと思えますけども。

委員長 ただいま、嶋田委員のほうからこういったご意見をいただきましたけれども、ほかの委員さんいかがでしょうか。 横田委員。

横田委員 私も同意見です。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 そうしましたら、こちらは2名の方から付託して議論してはどうかということで、付託先については総務常任委員会ということで、ご提案がありました。そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、総務常任委員会に付託するという事で確認をさせていただきます。なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加いたします。

 それでは最後に、「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望について」、委員皆様のご意見をお受けいたします。

 嶋田委員。

嶋田委員 これも2年前でしたか、送ってこられまして、配布にとどめておいたと思うんですけども、シルバー人材センターさん、議員との懇談会を要望されて懇談したこともあります。もしか、切羽詰まるといったらおかしい表現になりますけれど、そういうことがあれば、また議員との懇談を求められてくるのではないかなと、これについては全国のシルバーから送られてきたものを斑鳩町に出されたというふうに聞いておりますので、これも配布にとどめてはどうかと思います。

委員長 ほかにございませんか。

 (な し)

委員長 そうしましたら、ただいま提案のあったように、配布にとどめたらどうかということでございますが、そのような形で決めさせてもらってよろしいですか。

 (異議なし)

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

 以上で、(2) 要望書等の取扱いについてを終わります。

 総務部長には、ほかの公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。どうもお疲れ様でした。

 暫時休憩します。

(午前9時25分 休憩)

(午前9時25分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、(3)今年度の検討事項について、①議会議長交際費支出基準における会費(飲食)の取り扱いについて、を議題とします。

私のほうから事務局に関連資料の作成を依頼しております。まず、事務局から資料の説明をお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、資料1をご覧ください。議長交際費のうち飲食にかかわる各種団体会合参加費をとりだして資料を作成したものです。昨年度は、コロナ禍の影響で実績がないため、令和元年度の実績をお示ししております。

交際費総支出額は186,696円でしたが、このうち各種団体会合参加費は11件で支出額10万円でした。支出額の算出根拠は、相手側からの通知に基づくものが6件、前年に倣ったものが4件、一般参加者と同額が1件です。以上、簡単ではございますが、ご報告させていただきます。

委員長

こちらにつきましては、全協やったかと思うんですけれども、議運の委員さん以外の方からご提案いただいて、議長交際費の支出基準について見直しはどうかということで、検討項目にあげさせていただきましたけど、私もそうなんですけども、議長経験のないもので議長交際費がどのような形で使われているかというのは、ちょっとわからなかったものですから、事務局のほうでこういった方で資料として整理いただきました。できたら議長、もしくは議長経験者の方から、ちょっとその皆さんが議長されている期間の中で、支出した交際費について、経験上、何か思うところがあればご意見をお聞かせいただきたいなと思うんですけれども。 伴議長。

議 長

これ僕も今見せていただいて、一度も行ったこともないやつもある。ただ、副議長にお願いして行っていただいたというようなやつもありますし、私自身が行ったやつがほとんど、金額もその当時と全部同じかなと、以前と同じ

金額でなっていると。そうですね、是非に関しては、私なんともこれに関しては言えない立場やと思いますけど、そのうち宿泊のやつが2つある、これもその通りですね。あとは行ってお支払いしたり、事務局から払っていただいたりというような形で、場所もこの通りですし、そこでスピーチを求められ、そして会食というような形で、実際ひとつの仕事として行っている感覚で、今まで行っておったと、自分の感じからいきますと、仕事といたしますか、公務という感じで、それで食事して飲んでっていうより、実際に皆さんのところに話を聞きに回るっていいですか、宴席になったときに、自分のところの食事はほとんど手つかずで、いつももったいないと言われていたような感じになっている。まあ、どうしようもない。そこそこの人数がおられることが多くて、またお一人の方がいろんな意見、そういうようなご意見をいただいたりして、時間がかかり、そしてそこで、確かにその方、私自身がビールとかお酒を持って回っているというイメージですか。だから自分が飲むというより、勧められて飲んでいるような形、ほとんど食事は置いたままっていうような形ばかりになっているというのが実態でございます。だから、食事できるからええなとか、そういうのも一切感じたこともないですし、意見といえはそんな感じで、ただ是非に関してはなんとも申しあげられない。皆さんが決められた形でやらせていただいたらいいかなと思っているような感じです。以上です。

委員長

この議題の趣旨としてはですね、議長交際費でいろいろな会合等に出席をされるんですけども、飲食を伴うものがあるんですけど、監査委員さんからも、今の時代、飲食費については実費で出すべきではないかというご指摘をいただいているようなことをお聞きしています。そんな中で飲食を伴うものということで、これ挙げていただいていますけど、はっきりとこれは飲食分やと、これは会費やと分けられないものもありまして、そうしたものについてもどう判断していくのかですね。実際には、今議長のほうからもお話ありましたけども、会食形式をとっていろいろ意見交換等されているようですけども、実際には飲食も、それがメインではない、そういう場ではありますけど、なかなか飲食もしづらいという中でのことなので、ひとつは開催ですね、われわれが開催しているものでありませんので、主催団体は別の方になりま

すけども、開催の形をご検討いただくというのもひとつかなと思うんですけど、ただそれに出席しないのかということになると、また難しい問題もあるかなと思いますんで、ちょっとまあすぐ結論は出さないで、1年間しっかり議論していきたいなと思ってますけども、そうした主旨でこの1年間検討していければなというふうに思っているんです。 伴議長。

議長

今、話があって、私からしたら意義はある。意義というのは、問題があって意見が違うのではなく、意味がある、まあ言えばこの内容について行っている中で、正直言うて、いろんなご意見を聞き、議会に対してですね、私個人に対してではなく、議会に対してのいろんな意見というような、また議会はどんな議論しているんかというようなことも向こうから尋ねられることも多い。そういうことがあるんで、これに対しての意味ということはあるというように感じるのと、それと1点、ひとつ参考までに言いますと、奈良県の県人会というのが、毎年、東京で秋に開催されまして、これは今まで議長で行っている方行ってない方、私は行くほうなんです、県人会というのはひとつの意味があることやということで、東京の品川のほうでありました。それについては、費用、交通費は私の自腹で、そして向こうの参加費だけは、はじめ怒られましてね、会計のほうに、割られへんと、交通費とそれが一式になってしてもろてると、その当時そういうのを聞いたんです。ややこしいことせんといてほしいと、一式出してほしいと、ただ、私は正直言うて、自分の私用をそこに入れたいということもあったんで、そういう形にさせていただいたことがあります。できるだけその辺をきっちりとするような形というのは今まで心掛けてきたという、これは弁解とかそんなんじゃなく、考え方としてその辺はきっちりとした中での、これは割れないといひますか、私の私用が入ってないやつに対してはそのまま、私がやっているときは、そんな形の金額やということだけ申し添えておきます。以上です。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

断ったというケースはあるのだろうか。例えば、こういう依頼があって、議長出席してくださいと言われて。

委員長 伴議長。

議長 あったような気がします。私も副議長もともどもほかの用事があり行けなかったというようなことで、こういう理由でどうしても行けない、先に約束してしまっているというような形であったような気はあるんですけど、ただ、費用のかかるやつかどうかというのはちょっとなんとも言えませんが、そういうケースというのはございます。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 ということは、日程が合わなくて断ったというケースはあるけども、日程が空いていても断ったというケースはなかったですか。

委員長 伴議長。

議長 それはございません。それぞれの、ここは行くけれども、ここはちょっとということではなく、できるだけ参加させていただいて、厳しいご意見いただく会もあります。だけどそれに対してでも参加させていただいて、いろんな形で意見交換させていただくというところに意義がありますので、私やっているときはそんな形で、たぶん、他の方も同じやと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 町長もたぶん一緒じゃなかったかなという気がするんですけど、町長もだいたい同じように出席されておったのか教えてもらえませんか。

委員長 伴議長。

議長 私のやっているときだけですよ、これは。他のは知りませんで。実際、私の場合の2年に関しては、正直言って、町長もいろんな重なるやつがあって、

参加されていないのは、お二人の町長と時期がずれで私はしましたけど、それぞれの個性があって、遅れてきても、どんな遠いところでも来られていた方もおられますし、逆に今日はもう参加できないという形になったこともございます。それで、ひとつ町長ではないですけど、正直ざっくばらんに話させていただくと、今の町長が議長だったとき、私が副議長だった時までさかのぼらせていただきますと、正直いうて手分けしてというようなことで、私も副議長として結構、なぜかという、奈良の町村議会の会長されてましたんで、その関係で東京行きが非常に多くて、その関係で私、副議長という形でしたけど、結構この会に参加した記憶がございます。そんな形です。以上です。

委員長 横田委員。

横田委員 今後の議論だと思うんですけど、この中で目安自治会とか、個別の自治会入っていますけど、この辺はどんな感じなんですかね。

委員長 伴議長。

議長 その中でひとつですかね、ちょっと異色っていいですか、秋祭りなんですけど、お供えです。はっきりいうてお供え物をよばれさせていただくと。これ持っていくのもお供えというような感覚、神社の、そういうような感じで、あと、そこでお供えしたお酒をいただきさせていただくような形で、これできるだけ、ここの形見ますと、長く時間を入れてほしいというようなことをよくおっしゃられた記憶がございます。その場に長くいてほしいと、他があるのでというのではなく、退席するのではなく、長くいてほしいということをおっしゃられた記憶がある、以上です。

横田委員 各種団体でも絞り込んで対象先をやるとか、今後検討していけばいいと思うんですけど、たぶん不公平感とかね、いろんな自治会あるし、いろんな祭りもあるし、その中で目安自治会だけそうやるのはどうかなと感じます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時38分 休憩)

(午前9時48分 再開)

委員長

再開いたします。

休憩中にもいろいろ意見をいただきましたけども、今後、引き続きこういう形で皆さんに意見をいただきながら、最終的に議会運営委員会としてどういう結論を出すのか、まだ時間はありますんで、じっくり時間をかけて議論をしていきたいと思えます。本日はここまで置いておこうと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、①議会議長交際費支出基準における会費（飲食）の取り扱いについては、以上で終わっておきます。

次に、②議会の発信力を高めていくことについて、を議題といたします。委員皆さまのご意見をお受けします。

これ提案いただいたのは、どなたでしたか。 齋藤委員。

齋藤委員

私、この前、発信力を高めていったらどうかという話をさせていただきましたけれども、この前も話しましたが、議員になる前、議会というのは何をしているのかまったくわからなかったんで、こんな一生懸命に皆さん議論しているのに、そういうのを皆に、議会も一生懸命やっているんだよと、こんなことやっているんだよというのを伝えて、住民の皆さんに理解していただく努力があってもいいのかなというふうな思いでもって、そうさせていただきましたんですけれども、じゃあ具体的にどうするのって、自分でも結論っていうのもないままに話したんです。ちょっと思ったのは、例えば閉会中審査については議会だよりに載ってないという話も事務局長から聞きまして、そうだなというふうなものもありましたんで、あげるとしたらそれもあるのかなと思ったりしますけども、紙面があんな感じで4ページ増やさなあかんわけですので、あと、ほかのものもどうするかというのもありますん

で、そうしましようという話も、難しいのかなというふうに思いますんで、ちょっといったん私の気持ちとしては、取り下げさせていただきたいというふうに思いますけども、どんなもんかなと。

委員長

齋藤委員から具体的な提案がなかなか思いつかないということで、取り下げさせていただきたいということだったんですけども、ひとつにはさきほど議会だよりのことについて触れられていましたけども、議会としては議会だよりの発行ですね、あとは傍聴にお越しく下さいという、そういう形での発信もしていますし、それ以外の部分でいいますと、ITのほうにも関わってきますけれども、過去には、インターネットでの中継なり配信ですね、そういう議論もしてきたことありますけども、発信力を高めるという点で言うと、いろいろなやり方はあるのかなと思いますんで、もうひとつは住民懇談会については住民さんのほうから申し込んでいただくという形をとっていますけども、それも議会で議論してなるべく議会のことについてご理解いただきたいという思いで、つくらせてもらったものではありません。提案者の齋藤委員のほうから取り下げたいということですけども、こうしてテーマとしてあがりましたので、ほかの委員さんからもこういうふうにしたらいんじゃないかという、積極的なご意見があれば提案いただいて、もし何もないようであれば、最終的には具体的に提案はできないということで終わりたいと思いますけども、すぐに下げてしまうのもどうかなと思いますので、まだ1年間かけて議論する時間がありますので、このまま継続させていただきたいなとは思いますが。 嶋田委員。

嶋田委員

この発信力というのは、一番いいのは議員団として町政報告会をやっているのがいいのではないかなと思うんですけど。それをやっているとある程度マンネリ化していった最後は人集まらへんとかね、そういう話も聞きましたし、特定の団体の、どういうんですかね、はけ口みたいな感じにもなってきたところもあるというふうに、前、視察行ったときかなんか、お聞きしたように思うんです。議員団としての町政報告会もどうかなという感じですね、あとは議会だよりの充実、そこらへんかなと僕自身は思ってたんですわ。

委員長

議会報告会については、議会基本条例について以前に議論した際に、条例をつくって議会報告会をされている議会が全国的にはありまして、実際に報告会されているところにもお話を聞きに行って、今、嶋田委員がおっしゃったように、とにかく集中砲火を浴びると、住民さんは行政に対していろいろ求めるべきことを、議会に対して言うてきはって、本来は行政が答えるべきことを議会が答える義務はないんですけれども、ちょっと対応がうまくいかないといえますか、噛み合わないといえますか、そういう状況が議会報告会されているところではあるとお聞きして、議会基本条例についてはうちは制定しないということで、結論に至ったんですけれども、住民懇談会という形で現在はさせていただいているという状況ですね。閉会中の委員会については、本会議で委員長報告はさせていただいていますけれども、だから住民の皆さんに向けては特に書面でも発行等はしてませんので、ひとつは、先ほどおっしゃったように、ページ数増えますけど、閉会中のことも掲載して充実をするというのもひとつの方法かなとは思いますが。 横田委員。

横田委員

例えばホームページを充実させて、そういったものを載せられるようにするとか、なんか方法はあると思うんですけれどもね、それを今後話し合っていけばいいと思うんですけど。

委員長

横田委員からもいろんな方法があるので、検討していったらどうかというご意見ですね。

ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員

私も議会のIT化についてとちょっと重なるんですけれども、オンラインで、今、ユーチューブとかで録画したものを発信したりということもできると思いますので、そういったことをこの1年かけてどういったことができるかというのを話し合っていけたらいいなと思います。

委員長

そうしましたら、取り下げたいということですが、いろいろ議論していく中で、何か形にできるのではないかというご意見いただきましたので、今後もこの項目については継続させていただいて、また時間かけて議論して

いくということを確認したいと思いますけど、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

そしたら、今日のところは以上で終わっておきます。

次に、③議会の慣例の明文化について、を議題とします。

委員皆さまのご意見をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員

これも私が提案させてもらった議題ですけども、1年生議員の新人として、見えない部分がありまして、こうしようと思ったら、前こんなこと決まっておったんでできないんですよと、いろんな自分の思いがぶつかることがありますので、すべてをどうのこうのできるわけではないですけども、もう1回明文化されてないものを慣例ありましたら、これから議員になられる新人議員のためにも一度整理できないものかなと。だから私は何が慣例で何が明文化かよくわからないんですけども、もしあったらそうしたほうがいいんじゃないかなと思って提案させてもらったんです。

委員長

今、齋藤委員からご意見いただいたのと、また委員会以外のほうでもご意見をお聞きしていたんですけども、基本的に議会として明文化できるものというのは整理をして明文化はしてきていると思うんです。齋藤委員おっしゃったように、どれがルールなのかよくわからないという点で言いますと、慣例は慣例としてあるものと、あと地方自治法であったりとか、ここに文書化されていないものでルールというのは存在しまして、それについては法律のほうで定まっていたりとかしますので、そこで明文化をするのではなく、それは議員になって法律を学びながら、議会運営をしていくというような形ですので、その整理があると思うんですよ。例えば、これを明文化してほしいというふうに、具体的にご提案いただくと、それについて議論できるのかなと思いますけど、そういう状況のやつをどれがその慣例で、そうじゃないかっていう分ける作業というのは、ちょっとここではできないかなというふうには感じているところなんです。

齋藤委員、提案していただいて、ご自分で感じていらっしゃることもあろ

うかと思えますけども、具体的にこれやというのがあれば議論していけるかなと思うんですけど、ちょっと今の状況では難しいのでは。

暫時休憩します。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時06分 再開)

委員長 再開いたします。 齋藤委員。

齋藤委員 慣例につきましてはですね、明文化できないものもありますし、難しいと思いますので、これはやっぱり、先輩議員に聞きながら、わかっていく項目であると思いますので、これにつきましては、取り下げさせていただきたいというふうに思います。

委員長 今、提案者の齋藤委員から項目、いろいろ難しい部分があるので、取り下げたいということで提案いただきましたけど、そういう形にさせてもらってよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、③議会の慣例の明文化については、項目自体を取り下げるということで確認をしておきます。

ここで10時25分まで休憩します。

(午前10時09分 休憩)

(午前10時25分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、④議会のIT化について、を議題といたします。委員皆さまのご意見をお受けいたします。 小城委員。

小城委員 これについては、以前にもいろいろ視察に行かれたということで、その時はあまり前に進まなかったのかなと思うんですけども、今、このコロナ禍というところと、今の時代、やはりオンライン化が必要なんじゃないかというところで、あげさせてもらいました。今、近くでいうと、広陵町さんがここ最近オンライン議会というのを、初当選された千北議員が先頭に立ってやっておられるらしくて、その辺り話を聞きに行きたいなと思っています。

委員長 オンライン化といっても色々あると思うんですけど、広陵町さんがどんな取り組みをされているのか、聞きに行くのはいいと思うんですけど、ただ、委員会として視察に行ったりというのは、ちょっと今コロナ禍なので、なかなか難しいかなと思うんですけど。 小城委員。

小城委員 なので、個人的にも調査させていただいて、またご報告とか、また議会事務局を通して聞いていただいてもいいかなと思うんですけども。皆で行くというのはちょっと難しいと思います。

委員長 また、小城委員個人としても調べられると、また必要に応じて事務局にも協力をしていただくということですね。IT化、オンライン化、例えばインターネットの視聴であったり、タブレットを使ったものであったりと、いくつかパターンがあるかなと思うんですけども、このIT化という中で、どういう形でそれを進めていくのか、何を取り上げていくのか、というのもちょっと絞っていききたいかなというふうには思うんですけども。

ほかに意見ございませんか。 溝部委員。

溝部委員 町長と副町長が自宅待機ということで、先日の委員会もお休みされていて、公務はオンラインでされているということをお伺いしているんですけども、こないだの議会はお休みされていたと。町長も副町長も決して休みたいわけではなかったと思うんですけども、議会の中でそういった環境が整っていなかったということで、なかなか参加が難しかったのかなと思うんですけども、今後どの委員がそういった自宅待機をしないといけないような状

態になるかわからない中で、そういったオンライン会議をできるような環境というのを進めていきたいなと思っているんですけども、コロナ禍なので、できたら早く整備したいと思うんですけども、そういったものって12月までに整備するとかってというのは、なかなか難しいものなんではないでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時29分 再開)

委員長

再開いたします。

溝部委員からコロナ禍のことで、今回、町長、副町長が委員会に出席できない状態になったということもあり、いつ、議員われわれがコロナにかかって出席できない、これが多数かかってしまうと、議会そのものが成立しないということも考えられるなかで、できるだけ早くオンラインで議会ができるように対応してはどうかということでご意見いただきまして、いろいろ聞いていますとオンラインのやり方といっても、例えば全員がタブレットで、そこを介して会議を開くというのか、ズームといってアプリを使ってやるやり方とかいろいろあるかとは思いますが、今、休憩中に局長からも少し聞きましたけども、まず条例改正をしていくか、どんなやり方をするのか決めてそれに必要な公費の支出を伴ったりということで、ちょっと私も安易に考えていたところもあるんですけども、できるだけ早くとはいいながらも、いろいろ準備が必要だということですので、その辺もどんな方法があるのかも含めて検討していく必要があるのかなというふうには思うんです。

ただ、こういう形にしたいというご提案があれば、それはどんどん出していただいて、探っていくほうが検討もしていきやすいので、ご提案は積極的にいただければなと思うんですが。それとIT化の中で、インターネットの視聴ですね、当町、過去には時期尚早だということで実施には至ってないですけども、今、やっぱりコロナ禍で傍聴席も数を減らして運営している中で、環境的には整えていったほうが住民の皆さんにとってもプラスになるのかなということもひとつあると思いますので、そこも加えて検討してい

けたらなというふうには私自身も思っているんです。

委員皆さんのほうで、もっとこういう形がいいんじゃないかというのがあれば、ご提案いただければなと思うんですけど。 横田委員。

横田委員 先ほども事務局長もおっしゃったけども、方向性というか、目標をどこに置くだとか、その辺をきっちり話し合いしながら決めていくのと、もう1点は先進地、うまくやっているところの確認をして、よく考えて動いたほうがいいと思うんですけどもね。以上です。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 今、横田委員さんおっしゃられたようにすべきやと思うし、オンライン、オンラインって、やってあたりまえみたいな言い方してはるけど、委員会なりがオンラインで成立するのかどうか、僕ちょっと疑問、イメージわかへんねんわ。そやからまずオンラインすべきかどうか、そこらへんを調査していかな仕方ないん違うかと。すべきとなったら、こういうふうやっていこうとか、なっていくわけやから、やってあたり前みたいな話ではないと思う。

委員長 小城委員。

小城委員 1回試しでやってみることはできないですか。議運で。

委員長 やろうにもツールを揃えないと。 小城議員。

小城委員 携帯とかパソコンがあればできるかなと思うのと、やって、試しででけへんのかなって。買わずにね。公費をかけずに。

委員長 例えば、雑談をするだけやったら、試しでというのもいいと思うんですけど、正式な委員会なり、試しでやれるものなのかどうか。 小城委員。

小城委員 例えば、模擬委員会という形ではでけへんのかなとは。今、嶋田委員おっ

しゃった、委員会が成り立つんかどうかとかというのは、それやってみないとわからないかなと思うんですけど。

委員長

それするのに、今、嶋田委員おっしゃったように、まずそもそもオンラインでいいのかどうか。今、基本的には出席していただいて、顔が見える状況でやってますが、例えばオンラインでやると、画面に映っているのはその人かもしれませんが、実際に発言しているのもその人でしょうけれども、それが確認できるかできないかという問題もありますんで、別で映像を取っておいて顔だけ映しているとか、ロパクでとか、そういうこともやれないこともないでしょうから、まずオンラインを可とするのかどうかの議論が、嶋田委員もおっしゃったように、必要かなというのはあるんです。そこをまずどう考えるのいうことで議論をしていって、やってみようというふうになったときに、どういう改正が必要、何が必要なのかということで、段階としてはそんな議論の進め方になるのかなと思っていたんですけど、実際やってみるといのは私も最初考えたんですけど、まず議会の今の原則は何なのかというところから議論していかないとちょっと一足飛びにはいかないのかなというふうには思っているところです。 齋藤委員。

齋藤委員

委員会をするっていう、議会の中だけの話もひとつありますし、もうひとつは溝部委員が言った住民に対してのIT化というものもありますし、その辺のところをもうちょっと議論してからでないと、一足飛びに結論ね、委員会だけするという結論もまだ出てないわけですので、その辺のところ何ができて、どういうのがあって、もっと大きく見たうえで、じゃあこっちに絞っていかうとか議論していかないと。何か小さな穴をつついているみたいで、もっと広く見て議論したほうがいいんじゃないかなって思いますけども。

委員長

先ほどからいろいろと、先進地ですね、視察には行けないですけども、先にやられているところで、やることでどんな問題が起きるのかとかいうことも調査しながら検討していきたいなと思うんです。どこまで調べられるかはわからないですけども、ちょっと事務局にも協力いただきながら、その辺も調べもって進めていきたいなというふうに思っています。私自身もコロナ禍

で、できるだけリモートなりの会議ができればいいなという思いはあるんですけども、議論していくのには段階踏んでいかないといけないかなと思いますので、1年間かけてしっかり議論をしていく必要があるかなというふうには思っています。早くに結論出せればそれに越したことはないですけどね。

そうしましたら、先進地の状況をこちらのほうでも調べてみて、情報提供できるようなものがあれば、また次回の委員会で提供させていただこうかなと思いますけど、あとほかにもこういったことについて検討したいという点があればご提案いただければと思うんですけど。 伴議長。

議 長

皆さん、ものすごく大きな山に登ろうとされているイメージが、今聞いてて私は感じました。正直言うて、オンライン会議というのをメインにされるのであれば、なおさらそれを感じます。実際、決を取る、議案を審議する、特に開会中の委員会なら、その是非というのはその前提には必ずあります。技術的にはできても、実際それが可なのか、本当にどうなのか、いけるものであれば、国会もやってはりますわ、実際のところ。国会の委員会もありますし、やはり非常に難しい問題が、法的にも、本会議ではとんでもないと、委員会でどうかと、閉会中の委員会でもどうかと、理事者の方も、傍聴の方をどうするか、すごくものすごい問題がある。それ以前に、取り組みやすいところから、もしやられるのであれば、文書の電子化とか、またそれ以外の議会を発信する、最初の発信の問題ですけれども、お勤めになられている方が帰られて、議会を見たりとか、そういうことのほうがまだはるかに山としては低い山になろうかなと。せやから、オンラインも含めとなってきたら、まずその辺をクリアされてから、ちょっとこうされていかんと、どれもこれもどこを調査されるのかによりますねんけど、低い山から登られたほうがまだ電子化としてはいいんじゃないかなというような、僕は個人的には感じたことでございます。以上でございます。

委員長

ほかにご意見ございませんか。

(な し)

委員長 今回いただいたご意見をもとに、できる限り調査できるところは調査をして、次回の委員会で議論できるような形で提供させていただこうと思いますので、今日のところはこの辺で終わっといいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、④議会のIT化については、以上で終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、①報道機関による議場での写真撮影についてを議題とします。

6月15日の当委員会で、議長からお話のあった報道機関からの写真撮影の要請について、事務局で県内の状況を調査するという事になっておりました。この調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

佐谷議会事務局長。

議会事務局長 県内市町村議会における議場、委員会室内における撮影の許可・不許可等について、事務局で調査しましたので、ご報告します。

お手元の資料2、議場、委員会室内における撮影についてをご覧ください。どちらの市町村も、標準議会傍聴規則に基づき、傍聴規則を定めており、傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでないと定められています。

このうえで、傍聴者から撮影の申出があった場合の対応について、聞き取り調査を行ったものです。許可された実績のある市町村は、本会議で17市町村です。そのうち、三郷町、桜井市、生駒市、葛城市、宇陀市の5市町は、記者のみ許可をされたということです。

なお、表中、「申出なし」とありますのは、各事務局の記憶の限りで、傍聴者から撮影の申出を受けたことがないと回答されたものです。

以上、簡単ではございますが、調査結果の概要報告とさせていただきます。

委員長 事務局のほうで資料にまとめていただきましたけども、これについての質疑も含めて、委員皆様のご意見お聞かせいただければと思います。

これまで、前回の委員会でも団体の方から申し出も含めていろいろ意見いただけてきましたけど、ちょっと分けて議論してはどうかと、記者、報道関係者に限るといふ議論をさせていただければどうかと思ひましてね。

議長のほうで、前回は記者から申し出があつても許可できないということでしたけど、これを見せていただくと、報道機関によつて許可出しているところが多いんです。私感じるのは、記者席もつくっているのにだめなのかというのもありまして、当時、今の議場をつくるときに、どんな議論があつたのか調べたかつたんですけど、かなり以前のことで当時の議論は調べられませんでしたので、改めて議論していくしかないんですけども、今回、一般の方と分けて報道機関の方に対する、可か不可かという点で分けて整理して議論してみてもどうかと思つたんですけども、その辺も含めまして、委員皆様のご意見お聞かせいただければと思ひます。 嶋田委員。

嶋田委員 今、記者と一般の方とわけるといふことなんですが、もし分けた場合ですよ、なんで僕らはあかんねんと、記者だけなんやと、その明確な理由言えるのかどうか、そこらへんもあるさかいに分けても仕方ないん違ふかなとは思ひますけどもね。

委員長 記者の方といふのは、一定報道の倫理の規定に基づいて活動されている方やといふふうにするので、なんでもかんでも、例えば政治的な意図であるとか、そういうことには利用しないといふ前提があつての話かなと思ひますので、だからその点で区別させていただけるかなといふふうにも思ひますけど。そこはよくよく検討が必要だと思ひますので、それも含めてご意見いただきたいんです。 嶋田委員。

嶋田委員 僕は原則不許可やと、記者、傍聴者ともに原則不許可やと、そういうことでいいのではないかなと。特例の場合にはその都度、議論していくといふ感じがいいのではないかなといふふうにする。一度、5、6年前ですか、あの時ありましたね、住民投票の採決の時に、あれテレビ局やつたかな、テレビ局の撮影オッケーを出さはつたように思ひねんけども、そういうふうにして原則不許可やけども、特例いふので、その都度協議していくと、そうい

うことでどうかなとは思いますが、うんですけどね。

委員長 今回、記者の方から申し出があったように申し出があれば、その都度ごとに議会運営委員会で議論するということですかね。 嶋田委員。

嶋田委員 事前に申し入れがあったら、それはそのようにされたらいいとは思いますが、当日言うて来られた場合にどうするのかですわね、そこらへんは全協なりを含めての議長判断でやっていただかな、今までどおりでいいのではないかなとは思っています。

委員長 嶋田委員から今ご意見いただきましたけど、ほかの委員さんいかがでしょうか。 横田委員。

横田委員 私は三郷町の形がいいのかなと思います。この撮影許可の申出書、これどんな内容の申出書になるんですかね。内訳とかなんかあるんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 こちらは電話で聞き取りさせていただいております、書式があるとはお聞きしておりますけども、また取り寄せることは可能でございます。

横田委員 一応、議長のご判断でやる、やらないということで決めていただければいいかなと。三郷町のやり方みたいなほうがいいのかなと思います。

委員長 三郷町は基本的に許可という形ですね。問題があれば当然許可はしないでしょうけど、基本的には原則許可という形ですけど、そういうご意見でよろしいですか。

横田委員 はい。

委員長 嶋田委員からは原則不許可だと、横田委員からは原則許可だということ

ご意見いただいておりますけど。今日結論出してしまうものでもないですけど、それぞれ委員さん考えていらっしゃることをお聞かせいただいで、いろいろ議論していきたいなと思いますんで。

できるだけお聞かいただければなと思うんですけど。 溝部委員。

溝部委員 私も横田委員と同じで、原則許可にしておいて、議長判断で申出書の様式で、その時判断するっていう形でいいと思うんですけど、撮影者が記者のみとなっているのも、記者と傍聴者と両方申出書を出していただいで、その時に判断するっていう形でいいのかなというふうには思っております。

委員長 今、溝部委員からは原則許可で、記者、傍聴者ともに同じ扱いをすると。先ほど横田委員は三郷町の様式でとおっしゃっていましたが、これは、記者のみで。

横田委員 記者のみで。それも、記者といっても新聞記者なのか、例えば、ああいう文春砲とかね、それは区別するべきだと思うし、傍聴者は私は不許可でいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、三郷町さんの例を出していただいでいますんで、様式がどういう形なのかというのと、記者のみとありますけども、新聞記者なのか週刊誌の記者も含めるのか、ちょっとその辺のところも調べさせていただきたいと思いますが。また次回議論させていただくという形でよろしいでしょうか。それでは今日のところはこれで終わっていいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、①報道機関による議場での写真撮影については、一度こ

ちらのほうで三郷町さんの様式等について調べさせていただいて、また次回以降議論していきたいというふうに思います。以上終わっておきます。

次に、②押印を必要とする書式の見直しについてを議題とします。

事務局から説明してください。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

資料3をご覧ください。

令和3年7月20日付けで、地方議会議事次第書・書式例における押印を必要とする書式の見直しについて、通知がありました。

内容については、国のデジタル化に伴う押印見直しの動きを踏まえ、地方議会においても、全国の市町村議会がその参考としている書式例を改正することになったとのことです。資料の2枚目からが、今年7月7日に開催された全国町村議会議長会の会議資料で、121の書式例のうち、101の書式例において押印が例示されています。

1ページから5ページには、101の書式例を4つに分類して記載されており、6ページから見直しの内容が記載されており、その概要は、1 当該町村の議会、執行機関以外の外部に対して行うものについては、外部に対する文書内容の真正性を担保するため、署名又は記名押印とし、現行どおり押印の例示を行うとのことです。6ページの下から12行目、2 当該町村の議会、執行機関内部に対して行うものについては、当該町村内部における手続きであり、文書内容の真正性は担保されていると考えられることから署名又は押印は不要とし、押印の例示を廃止し記名のみでよいものとするとのことです。6ページ下から4行目、3 身分、就退、選挙に関するものについては、当該町村内部における手続きであっても、個人の重要な権利義務の基礎となる手続きであり、文書内容の真正性がより求められる性質のものであることから、署名又は記名押印とし、現行どおり押印の例示を行うものとするとのことです。7ページ1行目、4 請願者や公述人等外部から当該町村議会宛に通知するものについては、本人確認の必要性は高いものと考えられることから署名又は記名押印とし、現行どおり押印の例示を行うものとするとのことです。資料の末尾に、1～4の書式の例を添付しております。

なお、本資料は、7月7日に開催された全国町村議会議長会の会議資料をそのまま転送されてきたもので、「見直しを検討する」「見直し(案)」な

どの表現がされておりますが、お手元に配布しております資料の1枚目、奈良県町村議会議長会事務局長からの送付文に記載のとおり、7月7日、全国町村議会議長会で決定されたとのことでした。

また、現在、斑鳩町議会独自で定める様式といたしましては、斑鳩町議会住民懇談会申込書、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱、こちらが、押印が必要となっております。さらに、町行政においては、先に開催されました総務常任委員会で、行政手続における押印等見直し方針の検討について報告されており、令和4年3月末までに、さまざまな手続きにおいて押印の見直しが進められると聞いております。

これらのこともあわせまして、今後、斑鳩町議会における押印見直しについてご協議いただければと存じます。委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けしたいと思います。

これについては、国が押印を不要とする形で進めていく中で、町行政でもこういう形で進めていくということで、議会でも、押印不要な形で改定がされたということで通知があつて、まずそういう形で、斑鳩町議会でも進めていいのかというのと、あと町独自で先ほど2点ありましたけども、住民懇談会と視察については町独自の様式があつて、そこで押印が必要となっているけれども、そこもどうするのかという点について、諮って議論していきたいと思うんです。これも今すぐ結論出す必要ございませんので、また時間かけて議論していければなと思っております。今日は提案ということでさせていただいて、次回以降の委員会で議論はしていけたらなと思っておりますけど、今の段階で何か質疑とかご意見ございましたら、お受けしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

(な し)

委員長

そしたら今日のところはこれで終わっておきますね。

そうしましたら、②押印を必要とする書式の見直しについては、次回以降改めて議論していくということで終わっておきます。

それでは、③その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けします。

(な し)

委員長 議長のほうから、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 事務局から、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてご報告させていただきます。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員のうち、町村議会議員の区分において、任期満了にともない1名の欠員が生じたことから、去る8月12日に選挙の告示がされております。これにつきましては、議員皆様のレターケースに告示文書の写しを8月19日に配布させていただいたところがございます。立候補者受付は、9月3日午後5時に候補者の届出が締め切られることになっておりまして、立候補者が2人以上になりますと、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の規定により、県内全町村議会において選挙が実施されることとなります。そうした場合、広域連合の選挙長から、速やかに選挙を実施するよう依頼がございますので、本町におきましては、9月27日の本会議最終日に追加日程として選挙を実施していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの報告に対して質疑、ご意見がございましたらお受けしたいと思っております。

(な し)

委員長 私、確認するの忘れていたんですけども、今回レジメの中で、その他で①、

②で報道機関の件と押印の件を記載してありますが、これ引き続き検討が必要なものですので、今年度の検討事項のほうに項目として加えて引き続き議論していきたいというふうに思いますけど、そういう形にさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、そうさせていただきます。

それでは、ほかにご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

(午前11時00分 閉会)